

(健康福祉部長寿介護課)

## 1 目的

理学療法士や作業療法士（以下「療法士等」という。）や管理栄養士がケアマネジャー等と連携しながら、日常生活に支障が生じるようになった高齢者の自立支援に資する助言やプランの作成支援を行うことにより、地域における専門職を活かした高齢者の自立支援の取り組みを推進する。

## 2 事業の対象

市内の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャー等（以下「ケアマネジャー等」という。）

## 3 実施回数・時間

利用者1名につき原則1回、60分程度とする。

## 4 事業内容

熱海市内に居住する65歳以上の事業対象者又は要支援者の初回アセスメント及びモニタリング、評価等の際にケアマネジャー等に同行し、①日常生活に支障がある生活行為の要因、②疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通し、③利用者本人の有する能力を最大限に引き出すための目標設定及び改善方法等について本人、家族へ説明し、ケアマネジャー等へ必要なアドバイスをを行う。

## 5 実施方法

(療法士等に依頼する場合)

ケアマネジャー等は訪問予定日の14日前までに、地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域センター」という。）へ熱海市リハビリテーション専門職等派遣依頼書（様式第1号）を提出する。広域支援センターは広域支援センター又は地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション協力機関から派遣する療法士等を調整する。

(管理栄養士に依頼する場合)

ケアマネジャー等は訪問予定日の14日前までに、長寿介護課へ熱海市リハビリテーション専門職等派遣依頼書（様式第1号）を提出する。

## 6 事業の報告

（療法士等の場合）

事業終了後、派遣された療法士等は、広域支援センター及びケアマネジャー等に熱海市リハビリテーション専門職派遣調査報告書（様式第2号）を提出する。

（管理栄養士の場合）

事業終了後、派遣された管理栄養士は、長寿介護課及びケアマネジャー等に熱海市管理栄養士派遣調査報告書（様式第3号）を提出する。

## 7 請求

派遣された療法士等は毎月末に事業の実施回数をまとめ、実施月の翌月15日までに長寿介護課に熱海市リハビリテーション専門職派遣依頼書（様式第1号）及び熱海市リハビリテーション専門職派遣調査報告書（様式第2号）及び熱海市リハビリテーション専門職派遣実績報告書（様式第4号）を添えて請求書を提出しなければならない。ただし、その期間までに事業を実施する年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までとする。